

再 評 価 調 書

I 事業概要					
事業名	農業農村整備事業(水質保全対策事業)				
地区名	せんげんぼりようすい 千間堀用水地区				
事業箇所	一宮市 ^{とぎのしま} 時之島及び ^{にしおおかいどう} 西大海道				
事業のあらまし	<p>本地区の対象地域は一宮市の東部に位置し、51.7haの水田を受益とした農業地域である。</p> <p>本地区の用水は用排兼用水路で配水していたが、家庭雑排水などの流入により水質が悪化し、農作物等の生育阻害等が生じていたことから、これらの障害を除去するため、1974年度から1979年度にかけて県営水質障害対策事業により用排兼用水路から用水機能を分離する管水路を整備した。しかしながら、本施設は敷設から30年以上が経過しており、老朽化に伴う漏水や破損により、安定した用水供給に支障をきたしている。</p> <p>このため、本施設の更新整備を行うことで従前の用水機能を維持し、農業生産の維持及び農業経営の安定化を図ることを目的に、2017年度から水質保全対策事業を実施しており、2025年度に完了する計画である。</p>				
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>用水路（L=4.9km）の改修により、従前の用水機能を維持することで、農業生産の維持及び農業経営の安定化を図る。</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>				
計画変更の推移		事前評価時 (2016)	再評価時 (2021)	変動要因の 分析	
	事業期間	2017～2022	2017～2025	地下埋設物の調整による延伸	
	事業費（億円）	11.8	13.6		
	経費 内訳	工事費	10.4	12.1	労務資材費の増
		用補費	0.6	0.6	
		その他	0.8	0.9	労務資材費の増
事業内容	用水路工 4.9km	用水路工 4.9km			
II 評価					
①事業の必要性の変化	1) 必要性の変化	<p>【事業採択時の状況】</p> <p>本地域は稲作を中心とした農業地帯だが、流域の一部である市街化区域では開発が進行している。また、用水路は造成後30年以上が経過し、老朽化により漏水が頻発していることから、安定した農業生産や健全な農業経営が損なわれる恐れが生じているため、施設を更新する必要がある。</p> <p>【再評価時の状況】</p> <p>未改修区間は依然として老朽化が進行しており、漏水が頻発しているため事業が必要な状況に変化はない。</p> <p>【変動要因の分析】</p> <p>受益面積に変化はなく、また、未改修部分の老朽化はさらに進んでいるため事業の必要性に変化はない。</p>			
	判定	B	<p>A： 事業着手時に比べ必要性が増大している。</p> <p>B： 事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。</p> <p>C： 事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。</p>		
		<p>【理由】</p> <p>施設の老朽化状況は変わっておらず、整備の必要性に変化はないため。</p>			

③事業の効果の変化

1) 貨幣価値化可能な効果（費用対効果分析結果）の変化

【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析の算定基礎となった要因変化の有無】
事業評価時から大きな変化はない。

【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析結果】

区分		事前評価時 (基準年：2016)	再評価時 (基準年：2021)	備考
費用 (億円)	当該事業による費用	9.5	-	
	関連施設の整備費用等※	3.9	-	
	合計（C）	13.4	-	
効果 (億円)	作物生産効果	8.6	-	
	品質向上効果	0.9	-	
	営農経費節減効果	1.6	-	
	維持管理費節減効果	△0.6	-	
	水源かん養効果（地下水かん養効果）	4.3	-	
	国産農産物安定供給効果	1.1	-	
	合計（B）	15.9	-	
(参考)算定要因	受益面積（ha）	51.7	51.7	
費用対効果分析結果（B/C）		1.2	-	

※金額は、社会的割引率（4%）を用いて現在の価値に換算したものである。

※費用対効果分析については、愛知県公共事業評価実施要領細則により、原則として、事前評価時と比べ、その要因が3割を超えて変化している場合、または費用対効果分析結果が1未満になる恐れがある場合に実施するとされており、今回の評価では算定していない。

※) 関連施設の整備費について

- ・ 関連施設：当該施設と一体となって効用を発揮するもので、頭首工や幹線水路など
- ・ 評価期間：46年（当該事業の工事期間6年+40年）
- ・ 算定式：新規整備費+再整備費+事業着手時の資産価格-評価期間終了時の資産価格

【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析手法】

「新たな土地改良の効果算定マニュアル」（2015年9月農林水産省農村振興局企画部土地改良課・事業計画課監修）に基づき算定。

【変動要因の分析】

費用対効果分析の算定基礎となった要因に大きな変動はない。

2) 貨幣価値化困難な効果の変化

【事業採択時の状況】

該当なし

【再評価時の状況】

該当なし

【変動要因の分析】

該当なし

判定

A

- Ⓐ 事業着手時とほぼ同様の事業効果が発現される見通しがある。
- B：事業着手時と比べ低下が見られるが、十分な事業効果が確保される見通しがある。
- C：事業着手時と比べ著しく低下し、現時点では事業効果が確保される見通しが立たない。

【理由】

前回評価時（2016年度）とほぼ同様の事業効果発現が見込まれる。

III 対応方針（案）

継続

中止：上記①～③の評価で一つでもC判定があるもの。
継続：上記以外のもの。

IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後5年目） 対象外
【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】
該当なし
【主な評価内容】
施設の維持管理状況

V 事業評価監視委員会の意見

千間堀用水地区の対応方針（案）[事業継続]を了承する。

VI 対応方針

事業継続